

<在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動>

日本政府は、在留資格の「短期滞在」に該当する全ての活動（観光、親族・友人訪問など）の目的で日本を訪問する、カンボジア国内に居住するカンボジア国籍の方々に対し、数次査証を発給しています。

この数次査証の有効期限は最大3年間で、1回の日本滞在期間が15日以内となります。

本件に該当する対象者及び申請時に必要な書類は以下のとおりです。

【対象者】

カンボジア国内に居住するICAO標準のMRP（機械読取式旅券）又はIC一般旅券を所持するカンボジア国籍保持者で、日本への入国目的が在留資格の「短期滞在」に該当し、数次査証の発給を希望する方のうち、次のいずれかに該当する方。

1. 過去3年間に、複数回日本への短期滞在での渡航歴があり（注）、その間に日本国内法令に違反するなど、日本での入国・在留状況に問題が認められなかった方で、経費支弁能力を有する方。

（注）所持する旅券等により自ら過去の渡航歴を立証できる場合に限ります。

2. 十分な経済力を有する有職者。
3. 上記2.に該当する方の配偶者及び子。

【必要書類】

1. 旅券（ICAO標準のMRP又はIC一般旅券）
2. 査証申請書（4.5 cm×4.5 cmの写真を貼付）※申請人の署名が入った原本1枚
3. 住民登録票（Carnet de Residence）のオリジナル
4. 公的機関が発給する申請人又は家族の所得証明書又は預金通帳、納税証明書
5. 在職証明書
 - ① 業関係者は所属企業が作成した在職証明書
 - ② 自営業の方は商業登記簿本
6. 数次査証を必要とする理由書オリジナル

（注）

・上記【対象者】の1.の場合、過去3年以内に複数回日本に短期滞在での渡航歴が確認できる資料（現有旅券或いは旧旅券）。

・上記【対象者】の3.の場合、家族関係が証明できる資料の提出が必要。

※上記書類の他に審査上必要と判断される場合には追加書類を求めることがあります。また、上記書類は原則としてオリジナル書類を用意いただけるようお願いいたします。

＜在留資格「短期滞在」に該当する「商用」「文化人・知識人」の活動＞

日本政府は、在留資格の「短期滞在」に該当する商用、文化人・知識人が行う活動の目的で日本を訪問するアジア・太平洋諸国（中国籍を除く）の方々に対し、数次査証を発給しています。

この数次査証の有効期限は最大3年間で、1回の日本滞在期間が90日以内となります。

本件に該当する対象者及び申請時に必要な書類は以下のとおりです。

【対象者】

ICA O標準のMR P（機械読取式旅券）又はI C一般旅券を所持するカンボジア国籍保持者を含むアジア・太平洋諸国（中国籍を除く）の国籍保持者で、日本への入国目的が在留資格の「短期滞在」の商用、文化人・知識人の訪問に該当し、数次査証の発給を希望する方のうち、次のいずれかに該当する方。

1. 企業関係者（商用目的）

- ① 国営企業所属の方
- ② 株式上場企業所属の方
- ③ J B A C（日本人商工会）の会員企業であり、日本国内にも会社がある企業所属の方
- ④ 日本の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店に所属の方
- ⑤ 日本の株式上場企業と長年取引関係がある企業所属の方

2. 芸術家、アマチュア・スポーツ選手、大学教授などの文化人・知識人

- ① 国際的に著名又は実績が認められる美術・文芸・音楽・演劇・舞踏などの芸術家
- ② 文学・法律・経済学・理学・工学・医学などの科学者
- ③ 実績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- ④ 大学の講師職以上の方
- ⑤ 国立の研究所、国立の美術館・博物館で課長職以上の方

【必要書類】

1. 商用目的

- ① 旅券（ICA O標準のMR P又はI C一般旅券）
- ② 査証申請書（4.5 cm×4.5 cmの写真を貼付）※申請人の署名が入った原本1枚
- ③ 申請人が【対象者】1.に勤務している証明書（在職証明書など）
- ④ 申請人が勤務する企業が【対象者】1.であることを証明する資料（四季報など）
- ⑤ 数次査証を必要とする理由書又は日本側からの招へい理由書

2. 文化人・知識人の訪日目的

- ① 旅券（ICA O標準のMR P又はI C一般旅券）
- ② 査証申請書（4.5 cm×4.5 cmの写真を貼付）※申請人の署名が入った原本1枚
- ③ 申請人が芸術家や科学者であることを証明する資料
- ④ 数次査証を必要とする理由書又は日本側からの招へい理由書